

## 令和6年度 河津町商工会プレミアム工事券事業 概要

河津町商工会プレミアム工事券(発行額4,000万円で4,800万円分) 物価高騰対応経済対策事業 ー河津町受注機会拡大対策事業ー	
事業概要	商工会では受注機会拡大対策事業として、地元建設関連業者の需要停滞や、新型コロナウイルスの影響や物価高騰に対する経済対策を含め、河津町の補助を受けて会員の建設関連事業所を使つての自家用に供した工事代金支払いに対応した、20%プレミアムの「河津町商工会プレミアム工事券」を発行し、受注機会や町内消費の拡大に努めます。
プレミアム額	20% (工事代金として使える商品券)
販売額	額面6,000円券を、5,000円で販売 1世帯：50万円(100枚)を限度 5千円単位 ※河津町にお住まいの世帯で自家用工事に限る。 ・合併処理浄化槽設置(自家用)の場合は、補助金分を差し引いた差額分が工事券の対象となります。 ・国の補助金が充当される自家用工事については、工事券の対象とならない場合があります。(先進的窓リノベ事業など)
事前予約	事前予約販売方式 予約受付場所 河津町商工会館会議室 予約受付日 事前・電話予約不可 令和6年6月4日(火)～6月7日(金)の4日間 初日：8:00～18:30、2日目以降：9:00～18:00 ※発行総額に達した時点で予約を締切 ※予約期間内に販売総額に達しない場合 6月10日(月)・11日(火) 予約受付 6月12日(水)より直接販売(平日9:00～17:00) 完売するまで実施
工事券販売(交換)	販売(交換)場所 河津町商工会 販売(交換)期間 令和6年6月12日(水)～6月14日(金) 現金と工事券の交換 各日9:00～17:00 (引換券を持参)
販売予定枚数	8,000枚 (額面6,000円券)
利用期間	令和6年6月15日(土)～令和6年12月14日(土)まで 6ヶ月間 期限後は無効
工事完了	令和6年6月15日(土)～令和6年12月14日(土)の利用期間中に工事が完了するもの。(利用期間前に終了する工事は対象にならない)
発行に伴うPR	・折込チラシ(河津町内) 5月22日(水)を予定 B4チラシ(申込書付き)裏面：取扱店を記載 ・商工会ホームページ上で告知する。 ・5月1日(水)の回覧板にてPR予定

取 扱 店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河津町内に事務所を有する建設関連事業者で登録希望の事業者 (会員・非会員問いません)</li> <li>※工事券チラシの裏面に一覧表を掲載 (5/8 登録受付分まで)</li> <li>※以降の登録受付分については、6月12日からの交換時に、 購入者へ配布する「取扱店一覧表」に掲載します。</li> </ul>
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱事業所での材料購入等は不可です。(請負工事一式)</li> <li>・1工事に付き1世帯での購入とします。(共有する工事を2世帯以上での購入は不可)</li> <li>・1世帯で複数の工事への使用は可能とします。</li> <li>・住宅新築工事において、分離発注(複数の請負業者に発注)の場合も1軒の新築工事とみなしますので、使用は1回限りです。工期が2年以上に跨いだ場合も同じ新築工事とみなしますので2回目の使用はできません。</li> </ul>
換 金 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会窓口にて工事券と提出書類を持参の上、額面金額を小切手(静岡銀行・三島信金のいずれかを選択)にて精算します。</li> <li>※金融機関により、他行小切手の入金時に、取立手数料が発生する場合あり</li> <li>換金日：令和6年7月10日(水)～令和7年1月10日(金)</li> <li>期間内の 毎月10日・30日 月2回</li> <li>※土日祝日に当たる場合は翌営業日、12月30日は除く</li> <li>最終換金日は、令和7年1月10日とします。</li> <li>※事情により振込を希望する場合 月末締め翌月5日払い(月1回)</li> </ul>
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書控えをコピーしたもの</li> <li>・工事後の完成画像をプリントアウトしたもの又は写真(サービス版)</li> <li>※パソコン処理の場合は、A4縦型で加工したもの。</li> <li>・設計費用の場合は、設計図など</li> <li>※換金時に一緒に提出してください。</li> </ul>
工 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用の工事に限定</li> <li>・事業を兼業している方は、自家用部分に限定します。</li> <li>※事業に供するための資産にかかる工事代金の支払いには対応しません。 (店舗、事務所、貸し家、貸店舗などの工事代金は不可)</li> </ul> <p>「利用一例」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅リフォーム工事 ○住宅新築工事(使用制限あり)</li> <li>○エアコンの設置工事や修理代金 ○照明器具の設置工事や交換</li> <li>○洋式トイレ等の設置工事 ○クロス工事や建具、左官工事</li> <li>○畳の取替工事 ○カーテン・じゅうたん等の取付工事</li> <li>○サッシ・ガラスの設置交換工事 ○水道・配管工事</li> <li>○合併処理浄化槽の設置工事 ○土木工事 ○鉄骨工事</li> <li>○手摺りの取付工事やバリアフリー化 ○植木の剪定・植栽造園工事</li> <li>○倉庫の設置工事 ○屋根の葺き替え工事、板金工事</li> <li>○設計・測量費用 ○墓石工事・改修</li> </ul>